

5. 国及び自治体間の情報共有及び指導監督体制の整備等について

(1) 介護サービス事業所に対する処分を行う場合の情報提供

介護サービス事業所の指定等の取消又は効力停止の行政処分を行う際には、「介護保険法第197条第2項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第5章の規定により行う行政処分に関する報告について」（平成27年3月10日付け老指発0310第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）にあるとおり、必ず聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、当室へ情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

また、都道府県におかれては、市町村（指定都市及び中核市を除く。）の地域密着型サービス事業所や新しい総合事業を実施する事業所の行政処分等に関する情報提供を都道府県経由で行って頂くこととしているので、遺漏のないよう、管内市町村にも周知を図られたい。

(2) 業務管理体制監督権者と指定権者の連携等

広域的に事業展開を行う事業者のように、介護サービス事業所の指定権者等と当該事業者の業務管理体制監督権者が異なる場合においては、円滑に業務を遂行するため、厚生労働省、都道府県及び市町村間の密接な連携がより一層必要になることから、情報共有や情報提供に十分ご配慮願いたい。

特に、都道府県が、二以上の都道府県にわたって介護サービス事業所を運営している介護サービス事業者の特別検査を実施する際は、事業所の指定権者が複数あることから、指定権者である都道府県及び市町村とのより密接な連携をお願いする。

なお、厚生労働省が業務管理体制監督権者である介護サービス事業者が運営する介護サービス事業所等に関する指導・監査情報等については、幅広く情報提供いただくとともに、指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、速やかな情報提供とともに、特別検査の実施要請をしていただくようお願いする。

また、各自治体において特別検査を実施した場合には、速やかに当室あて情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

(3) 自治体における体制整備

一部の自治体においては、自治体の指導監督体制に比して所管する事業所数が多く、また、急な監査業務等のため、事業所に対する十分な指導がなされていないところもある。各自治体におかれては、サービスの質の確保・向上を図る観点からの適切な指導監督及び業務管理体制に関する監督業務が実施できるよう、必要な人員の配置や介護保険制度を熟知した担当者の配置、指定都道府県事務受託法人・指定市町村事務受託法人制度の活用を検討いただくなどの実施体制の整備について、引き続きご配意願いたい。

(4) その他

平成28年度においても、引き続き、当室において、都道府県、指定都市及び中核市への実地ヒアリングを実施するとともに、介護サービス事業者等との意見交換会なども予定しているので、了知されたい。

また、各自治体における介護サービス事業所等への指導監督の実施状況等についても、引き続き報告の依頼をさせていただくこととしているので、了知されたい。

現 行	改 正 案
<p>別添 1 介護保険施設等指導指針</p> <p>第一～第四（略）</p> <p>第五 指導方法</p> <p>1 集団指導</p> <p>（1）指導通知（略）</p> <p>（2）指導方法</p> <p>集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。</p> <p>なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。</p> <p>2 実地指導</p> <p>（1）指導通知</p> <p>都道府県及び市町村は指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>第六（略）</p>	<p>別添 1 介護保険施設等指導指針</p> <p>第一～第四（略）</p> <p>第五 指導方法</p> <p>1 集団指導</p> <p>（1）指導通知（略）</p> <p>（2）指導方法</p> <p>集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案を始めとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。</p> <p>なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。</p> <p>2 実地指導</p> <p>（1）指導通知</p> <p>都道府県及び市町村は指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。</p> <p><u>ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。</u></p> <p>①～⑤（略）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>第六（略）</p>